

博士学位論文要旨集

内容の要旨および審査の結果の要旨

第27集

2024（令和6）年3月

二松学舎大学

はしがき

この冊子は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条の規程による公表を目的として、2023（令和 5）年度に本学において博士の学位を授与した者の、論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨を収録したものである。

目 次

学位の種類等	学位番号	氏 名	学 位 論 文 題 目	頁
博士（文学）	甲 63 号	西村 雪野	上代文学における多元的世界観の研究	1
博士（文学）	甲 64 号	王 弘	李文権研究 一対日活動を中心に一	7
博士（文学）	甲 65 号	胡 加貝	末松謙澄の漢学に関する基礎的研究 一その漢詩及び人文学研究	13
博士（文学）	甲 66 号	張 元	日中探偵小説の相互交流に関する研究	18

博士学位論文審査報告

題 目：	上代文学における多元的世界観の研究		
氏 名：	文学研究科 国文学専攻 西村 雪野		
論文審査委員：	主査	二松学舎大学文学研究科特別招聘教授	長島 弘明
	副査	二松学舎大学文学研究科教授	塩沢 一平
	副査	二松学舎大学文学研究科教授	町 泉寿郎
	副査	東京大学名誉教授	多田 一臣

論文目次と内容の要旨

本論文は、『古事記』『日本書紀』や各「風土記」、『日本霊異記』等の上代文学（上代文献資料）を取り上げ、同時代文献と言っても、それらが一概に一元的な思考の枠組（世界観）を持っているわけではないことを、それぞれの文献資料の表現の細部を検討しながら考察し、それぞれの文献はそれぞれ独自の世界観を備えていること、すなわち上代文学には多元的な世界観が存在することを明らかにする。

本論文の構成は以下の通りである。

序章

第Ⅰ部 家族

- 一章 『古事記』における同母兄妹婚への禁忌意識—允恭記・安康記を出発点に—
- 二章 『古事記』における親子関係の描写—「カグツチ殺し」にみる母子婚禁忌—
- 三章 『古事記』の「御祖」についての考察

第Ⅱ部 異類

- 四章 『古事記』における動物観—「馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪」をめぐって—
- 五章 『古事記』における植物観—「草木言語」をめぐって—
- 六章 『常陸国風土記』の表現の特異性—「まつろはぬ者」をめぐって—

第Ⅲ部 死

- 七章 変容する靈魂観—『日本霊異記』中巻二十五縁からの考察—
- 八章 「一道」攷—天皇の死の不可逆性について—

終章

各部・各章の内容を示す。

まず序章では、上代文学に数えられる文献資料の概要や歴史的背景を説明した上で、本論文の目的と方法を述べる。すなわち、各文献に書かれている内容の類同性に重きを置いて考察するのではなく、むしろ各文献の具体的な叙述表現のあり方（本論文では「記述態度」の語を使うことが多い）の相違の方に着目するという方法によって、また、その文献に書かれていることだけでなく、あえて「書かれなかった」ことを問題として取り上げるという方法によって、各文献を支える思考、すなわちその文献の固有の世界観（本論文では「枠組」と称することもある）を明らかにすることが目的であるとする。

考察の対象は、『古事記』を中心にしながら『常陸国風土記』『日本霊異記』に及び、「家族」「異類」「死」の三つのテーマから、八つの課題を設定し、各章で論述している。

第I部は「家族」というテーマで、『古事記』の叙述からうかがえる、『古事記』の近親婚禁忌に対する意識や、母の力に対する意識について考察している。

第一章「『古事記』における同母兄妹婚への禁忌意識—允恭記・安康記を出発点に一」では、軽太子と軽太郎女の同母兄妹の恋について、『日本書紀』の断罪するような記述態度に対し、『古事記』「允恭記」では当事者二人への共感が表れている箇所があること、『古事記』「安康記」の安康天皇と長田太郎女のように、同母兄妹婚の可能性のある婚姻が『古事記』では他にも記述されているが、『日本書紀』では見当たらないことなどから、従来、絶対的禁忌と見なされてきた同母兄妹婚は、『日本書紀』を見る限りではそのように見えるが、『古事記』においては禁忌意識に曖昧な点があることを論じている。それは、中国の影響で父系を重んじる『日本書紀』と、表向きは父系的な皇統の正統性に従いつつも、母を尊崇し、母を中心とし母を紐帯とする人間関係への肯定が根底にある『古事記』との相違に由来し、同じ母を紐帯として持つ同母兄妹の婚姻を『古事記』は断罪しきれなかったためであることを明らかにしている。

第二章「『古事記』における親子関係の描写—「カグツチ殺し」にみる母子婚禁忌—」では、記紀にともに見られる「火神被殺譚」、すなわち、火神カグツチが母イザナミの陰部を焼いて生まれ、妻を失った父イザナキに斬られたという話をとり上げている。『古事記』では、母と子の紐帯が極めて強く親和性に富み、その母子の結びつきの強さが父を脅かすことから生じる父と子の敵対性が強調されていることを押さえた上で、子のカグツチが母イザナミの「陰部」を焼いて生まれたことから、この『古事記』の火神被殺譚は、母子婚という禁忌を犯した子が、子を恐れた父から重い罰を受ける話の隠喩であったことを論証している。

第三章「『古事記』の「御祖」についての考察」では、『日本書紀』には用例がなく、『古事記』では、夫が不在の状況で、大きな力を息子に揮う母のことを指す呼称である「御祖」という語について考察している。母への崇敬を根底に持つ『古事記』の世界観を示す特有の語であるが、『古事記』は、皇統を支えるものとして「御祖」を称揚している可能性があるとする。一方で、『古事記』完成時の天皇であった元明女帝が、亡夫の草壁皇太子（天武・持統両帝の息子）、草壁と自身の子の文武と続いてきた「天武—草壁直系」の血脈を、「御祖」として守りたいという意図が、『古事記』に反映されたものでもあると指摘している。

第Ⅱ部は「異類」というテーマで、大和の中央政権から見た時に、異界の存在と考えられているものが、どのように叙述・表現されているか考察している。

第四章『古事記』における動物観—「馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪」をめぐって—では、『古事記』「仲哀記」に記されている「馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪」という表現を精緻に分析している。従来、「仲哀記」の「国の大祓」で祓われた「馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪類」は、「大祓祝詞」（延喜式）の「畜犯罪」と同じく、「獣姦」という人倫に反した罪を指すとされてきた。しかし、動物と人間の婚姻を直ちに「獣姦」として罪悪とすることは、『古事記』で動物などの異類との婚姻が、皇統とも関わっていることと矛盾するとする。また、『古事記』「仲哀記」で挙げられた罪と、「大祓祝詞」（延喜式）で挙げられている罪は、子細に検討すれば同じではないこと、例えば「大祓祝詞」では犯した対象を「畜」の一字で動物を一括りにして示しているのに対し、『古事記』「仲哀記」では、「馬、牛、鶏、犬」という四種の動物を一々挙げており、また動物との性交を表す語が、「大祓祝詞」（延喜式）では「犯」、『古事記』「仲哀記」では「婚」（正式な婚姻に使用される語）となっていることを指摘して、『古事記』では禁婚対象の動物を、人と近い「馬、牛、鶏、犬」という四種の動物（家畜）に限定することで、それ以外の神性を持った獣との異類婚を暗黙の内に容認していると、それは皇統や他の氏族の祖先に関わる異類婚を肯定しているからだと言っている。

第五章『古事記』における植物観—「草木言語」をめぐって—では、『日本書紀』や「大祓祝詞」には、「草木言語」など、草木がものを言うという表現が見られ、それは世界の無秩序を意味し、制圧・平定されることをよしとしているが、『古事記』では、草木の出す音（「さやぎ」）を、悪しきものとしておらず、制圧もしていないことを論じている。すなわち、『古事記』には「草木言語」にあたる表現が見られず、一方、「平定」を表すという「言向^{ことむけ}（言趣）」という語は、『古事記』にだけ見られる特異な語であるが、『古事記』は、草木の「さやぎ」をあえて「草木言語」、すなわち草木のしゃべる言葉とせず、「言向」（言葉による平定・制圧）の対象から外していることを明らかにしている。『古事記』が、草木を言語による支配領域の外に置き、草木の力を削ぐことなく神話の領分で発揮させ続けていた可能性を指摘している。

第六章『常陸国風土記』の表現の特異性—「まつろはぬ者」をめぐって—では、『常陸国風土記』中の、「まつろはぬ者」（大和の中央政権に服従しない異族）に関する記事を取り上げ、『古事記』『日本書紀』や他風土記と異なる、『常陸国風土記』独自の表現を明らかにしている。すなわち、茨城郡の条で、異族を獣同然と貶めながら普通は貴人に用いる「遊」の字を使ったり、在地の夜刀神が駆逐されたと書きながらいまだにその神が信仰されていると記したり、倭武天皇（記紀のヤマトタケルに当たる）の記事では、残虐な征伐の描写をしなかったりして、中央政権の異族観の枠内にとどまりつつも、さりげない形で異族への心寄せが見られる『常陸国風土記』の表現は、中央政権による異族征服を是とする見解に従順な九州の風土記群とも異なり、また、中央政権への面従腹背の姿勢で、「まつろはぬ者」には言及しない『出雲国風土記』とも異なっていることを明らかにしている。

第Ⅲ部は「死」をテーマとし、上代文学における肉体としての死について丹念に考察している。

第七章「変容する靈魂観—『日本靈異記』中巻二十五縁からの考察—」では、仏教説話集でありながら、人の死後、「靈魂」が輪廻するという仏教的な考え方をいまだ受け入れきれず、しかしながら、死を身体的なものとしてとらえる前代の見方にも戻れない、『日本靈異記』独自の死生観を論じている。

第八章「「一道」攷—天皇の死の不可逆性について—」では、『古事記』「仲哀記」にある「向一道」という表現を手がかりに、『古事記』において、天皇の死は、「身体」から離れて働く「靈魂」が関わる可能性を一切排除し、生き返りも生まれ変わりもできない不可逆なものとして規定されていることを明らかにしている。すなわち、『古事記』「仲哀記」には、仲哀天皇が神の託宣を疑ったために、神から「向一道」（ひとみち一道へ向かへ）と命じられた後、崩御していたという話があるが、『古事記』における「向」「一」「道」の用例を踏まえ、「向一道」は、「行くだけで戻って来ることが不可能な（一）秩序外の世界（道）へ行け（向）」という意味であり、神による「この世からの永久追放」＝「死」という意ではないかという試案を提示している。天皇の死を不可逆的なものとして描くことで、『古事記』は、次から次へ不可逆的に引き継がれる「皇統」の正統性を保証しているが、そこには、仏教の輪廻の説と儒教の易姓革命説が万世一系の皇統にもたらす危険性に『古事記』が自覚的であり、天皇に関しては、仏教的概念である「靈魂」にも、儒教的概念である「人格」（天命思想）にも言及せず、皇位の継承は「血脈」という身体的な繋がりに限ったと結論づけている。一系の皇統の継承を守る意図は、客観的な紀年で時を刻まず、天皇の「死」をもって「代」を区切り、その「代」の積み重ねで時の経過を表現することにも表れているとし、天皇の死に対する『古事記』独自の記述態度を明らかにしている。

終章では、各章の内容を再確認し、今後の課題について述べているが、本論文全体を通じて、上代文学が生まれた時代、すなわち、律令国家が建設されつつある新時代になっても、新しい国家体制や思想潮流とは異質の、前時代的な家族関係、異界への観念、死生観が、なお文学の中には脈々と生き続けていたこと、しかもそれは、上代文学のそれぞれの文献資料の言表化されていない「書かれざる」部分に、明確に表れていることが明らかになったとしている。

審査の結果の要旨

本論文は、上代文学の中に見える「家族」「異類」「死」という三つのテーマから八つの課題を選択して設定し、それを各章において詳細に検討した全八章に、序章、終章を付した構成となっている。三つのテーマと八つの章の対応を述べれば、「第Ⅰ部 家族」が第一章～三章、「第Ⅱ部 異類」が第四章～六章、「第Ⅲ部 死」が第七章～八章となっている。本論文の目的は、『古事記』『日本書紀』『常陸国風土記』、『日本靈異記』などの上代文学に表れている世界観が、作品（文献資料）ごとに異なっていること、すなわち上代文学における世界観が多面的であることを、明らかにすることにある。その考察方法としては、それぞ

れの章で取り上げられている文献の記述を、極めて詳細に分析すること、また記述されていることのみならず、記述の背後に存在する「書かれざるもの」に着眼し、それを丹念に追究することが挙げられる。この二点が、本論文を特徴づける方法といえる。

「第I部 家族」は、主として近親婚禁忌の問題を扱う。

第一章では、同母兄妹婚の禁忌について論じる。『日本書紀』がこれを絶対的禁忌とする一方、『古事記』にはこれを明確には禁忌としていないような、曖昧な記述態度が窺われることを述べ、『古事記』の「イロ（愛情で結ばれた同母関係）」の紐帯を重視する『古事記』の姿勢を指摘する。そこにはまた、律令的、父権的な世界観を背景とする『日本書紀』との相違が表れているとする。同母兄妹婚は絶対的禁忌であるとする従来の通説を相対化する、きわめて斬新な説の提示であり、今後の研究に大きな一石を投ずる論である。

第二章では、『古事記』の火神被殺譚、すなわちイザナキ（父）によるカグツチ（息子）殺しを、「親子関係」という視点から論じ、このカグツチ殺しが、母子婚禁忌の隠喩となっている可能性を指摘する。母子婚禁忌の背後に、母と子の紐帯の強さ、すなわち母と子の強い親和性を見、また父と子の強い敵対性を見ている。火神被殺譚を母子婚禁忌と絡めて考察することは従来まったく試みられておらず、非凡な着想であると同時に、その論証も十分なされており、説得的であると評価できる。

第三章では、『古事記』に特徴的な「御祖（みおや）」の語が『日本書紀』には出現しないこと、またこの語の背後に、父が介在しない「母」と「息子」との関係、息子を守る母の像、息子に対して霊力を揮う母の像がうかがえると論じている。「御祖」は、『古事記』の世界観を示す特徴的な語であるとする一方、この語を、『古事記』が完成した元明女帝の治世期と関係させて考えるこの論は新鮮である。

「第二部 異類」では、中央王権にとっての「異界のもの」を扱う。

第四章では、動物婚の禁忌を問題とする。「仲哀記」の「国の大祓」の「馬婚・牛婚・鶏婚・犬婚之罪」と祝詞「大祓詞」の「畜犯罪」とを同一視することが通説とされるが、『古事記』に表れた動物観を検討することで、それへの疑義を示す。また「仲哀記」が、四種の動物を個別に指定することも、必ずしも動物婚一般を示すものではないと結論づける。論のごく一部にわかりにくい点も見られるが、これまでの通説の不備を指摘した卓見で、これまでの研究史に大きく反省を迫る意味でも高く評価しうる。また『古事記』の異類婚への肯定的態度にまで踏み込んでいる点も、同様に卓見である。

第五章では、「草木言語」を明確な悪として捉える『日本書紀』に対して、「草木言語」を記さない『古事記』のありようを、『日本書紀』とは異なる世界観の体現として把握する。その上で、『古事記』の「葦原中国は、いたくさやぎてありなり」を「草木言語」の状態と同一と見る現在主流の説に、疑義を示す。その理由として、無秩序な状態の平定を意味する「言向」は『古事記』に特有な言葉だが、その「言向」がなされるのは、言語理解が可能な異族に対してであり、「草木」はそれにあたらないからだとする。そこに『日本書紀』とは異なる世界観が表れているとする。論証はやや煩瑣にわたるが、前章と同様、これまでの通説の不備を明確に指摘しており、新たな研究への方向性を導く論として、高い評価を与えることができる。

第六章では、『常陸国風土記』の「まつろはぬ者」への記述態度を論ずる。中央政権の論理に沿いながらも、在地の伝承に対する配慮が窺われるなど、その枠組みから逸脱する側面がそこに見られることを指摘する。中央政権に従順な九州風土記群とも、中央政権に面従腹背する『出雲国風土記』とも異なる『常陸

『国風土記』の記述の独自性が明らかにされており、今後の『常陸国風土記』研究の進展に大きく寄与する論として評価できる。

「第三部 死」は、上代文学における「肉体としての死」を扱う。

第七章では、『日本霊異記』の中巻二十五縁を分析の対象として取り上げる。日本古来の意識では、靈魂の宿る身体こそが個性（個の本質）を担うとされたが、仏教の流入により、靈魂こそが個性を担うとする意識が生まれている。中巻二十五縁は、その転換期の所産だが、そこにはなお、靈魂より身体を優位に置く古い意識が強く残存することを指摘する。靈魂もなお可視的・物質的な身体として把握されており、そのありかたは、『古事記』の黄泉国のイザナミの描写ともつながるとする。秀れた見方であり、今後の『霊異記』研究に大きな示唆を与える好論と言える。

第八章は、「仲哀記」の、仲哀天皇への死を命ずる神の言葉「一道へ向へ」の分析を手掛かりとして、天皇の死が「不可逆的」「非円環的」に描かれなければならない理由を考察する。天皇の死には、身体を離れて働く靈魂のようなものはかかわってはならず、その死は、あくまでも身体的なものとして捉えられていたとする。そこにこそ、代々の天皇は、「次の代」に身体の「死」をもって繋いでいくとする『古事記』のありかたが表れており、編年体による時間認識を基本とする『日本書紀』との相違もそこにあるとする。

『古事記』『日本書紀』の世界観の異なりを見事に浮かび上がらせており、卓論と評価できる。

全八章からなる本論文は、いずれも従来の研究史を踏まえた上で、国文学のみならず、歴史学、文化人類学、宗教学等の最新の成果をも取り入れ、きわめて斬新な成果を挙げている。上代文学に表れた世界観が多面的であることを、『日本書紀』『古事記』などの文献の子細な分析を通じて、見事に浮かび上がらせている。新見を示したところも少なくない。『万葉集』への言及が乏しいなど、上代文学全体を覆う論とは言いがたいところもあるが、そこはなお今後の課題とすべきであろう。とはいえ、全体として評価すれば、今後の上代文学の研究に裨益するところはまことに大きく、本論文の価値はきわめて高い。

よって、審査委員会は、本論文が「博士（文学）」の学位に相応しいものと全員一致して判断した。

博士学位論文審査報告

題 目：	李文権研究—対日活動を中心に—		
氏 名：	文学研究科 中国学専攻 王 弘		
論文審査委員：	主査	二松学舎大学文学研究科教授	王 宝平
	副査	二松学舎大学文学研究科教授	町 泉寿郎
	副査	二松学舎大学文学研究科	五井 信
	副査	中央大学法学部教授	李 廷江

論文目次と内容の要旨

李文権（1878～1936）は、北京大学の前身であった京師大学堂を卒業したのち、東京高等商業学校で12年間（1906～1912）の中国語教師を務めた人物である。本論文は、李の明治末期・大正初期の日本滞在中および帰国後の対日活動を考察し、彼の日中関係に対する認識を明らかにするものである。

本論文の目次は、以下の通りである。

序論

- 一 問題提起
- 二 本論の用語と構成

第一章 李文権の生涯

はじめに

- 第一節 生い立ち
- 第二節 三誌創刊
- 第三節 詩歌創作
- 第四節 日中両国にわたる人脈

小結

第二章 『南洋群島商業研究会雑誌』の創刊

はじめに

- 第一節 南洋群島商業研究会の設立
- 第二節 『南洋群島商業研究会雑誌』の刊行
- 第三節 『南洋群島商業研究会雑誌』における「南洋進出論」

小結

第三章 李文権と『中国実業雑誌』

はじめに

- 第一節 実業雑誌の創刊ブーム

第二節 『中国実業雑誌』の刊行

第三節 『中国実業雑誌』における対日認識

第四節 李文権の対日認識

小結

第四章 『他山百家言』にみられる中国人の対日提携論

はじめに

第一節 『他山百家言』について

第二節 『他山百家言』における対日排斥論および対日提携論

第三節 『他山百家言』における対日提携論者の対日認識

小結

補論一 『他山百家言』における日本人の対中認識

補論二 『中国実業雑誌』および『他山百家言』からみる渋沢栄一の対中投資認識

第五章 李文権と演劇雑誌『春柳』

はじめに

第一節 李文権と黎元洪

第二節 『春柳』の刊行

第三節 梅蘭芳訪日における『春柳』の役割

小結

第六章 1920～30年代の大連詩壇における日中文人交流

——李文権を通してみる詩壇の変遷

はじめに

第一節 大連詩人の文学活動

第二節 李文権ら中国人移民の大連到来

第三節 大連日中詩人の齟齬

第四節 「日中文化親善」の提言

第五節 大連詩壇の凋落と李文権らの大連退去

小結

第七章 大連論壇における李文権らの対日認識

はじめに

第一節 「共存共栄論」の展開

第二節 中国人ジャーナリストの役割

第三節 李文権ら提携論者の対日認識

小結

結論

附録

一 李文権略年譜

二 李文権著作一覧表

- 三 李文権交友関係一覧表
- 四 『他山百家言』寄稿者一覧表
- 五 清末民初刊行の実業関係雑誌一覧表
- 六 李勝彦（李文権の孫）面談記録 4

参考文献

内容の要旨は以下の通りである。

序論

本論文の課題の背景と意義として、ユニークな学歴と日本滞在歴を有する李文権は、多彩な対日活動を行ったが、彼に特化した研究が十分に行われていないことを指摘し、彼の対日活動の状況を整理して対日認識を究明し、その日中交流における役割を分析することを課題とすることを述べる。

第一章 李文権の生涯

李文権の生涯を概説したものである。李文権の経歴および言論活動を整理したうえで、日中両国にわたる人脈の特徴を分析した。

彼は中国の伝統的知識人としての教養を身につける一方、京師大学堂へ進学したことにより西洋・日本の先進的知識も学んだ。そして、卒業後の1906年に東京高等商業学校の中国語教師になり、日本滞在中に日中両国において人脈を広げ、『南洋群島商業研究会雑誌』、『中国実業雑誌』、文集『他山百家言』の編集・発行を実現していると論じている。

第二章 『南洋群島商業研究会雑誌』の創刊

李文権は、日本側の南進論の影響を受けて南洋群島商業研究会を組織し、来日後に初めての雑誌『南洋群島商業研究会雑誌』（1910～11）を創刊した。307人に上る会員には、南進論者竹越与三郎、南洋駐在日領事館の外交官なども数多く含まれていた。南洋の経済状況報告、南洋華僑に対する清国政府の保護を求める文章などを大量に掲載し、本誌が清国政府による経済再建政策の中で重要な果たした役割を果たしたことを論じた。そして清末期において日中連携して南洋を開発する発想は、類を見ない考え方であったと結論づける。

第三章 李文権と『中国実業雑誌』

同誌（1912～19）は李文権が創刊した二番目の雑誌である。同誌創刊の背景、および執筆者、販売ルート、内容などを紹介したうえで、同誌が積極的に日本の経済情報を伝えて中国の産業構造改革を説き、日本とは経済面で連携すべきと主張し続けた。同誌は、日中両国の経済実態・経済関係に関する多様な意見を集め、相互の認識を共有するプラットフォームのような役割を果たしたと論じている。

第四章 『他山百家言』にみられる中国人の対日提携論

本書上巻には日本人の文章199編、下巻には中国人の寄稿50編が収録されており、李文権が私財と労力を投入し、1916・17年に日本で公刊した論集である。李文権が本書を通じて、対華21か条要求受諾後

(1915年5月)、欧州・中国社会で対日排斥意識が高まる時期に新たな日中関係を模索しようとしたことを明らかにしている。本書の中国人寄稿者のほとんどが対日連携を主張し、日本との利害関係を持つ彼らは、激化する対日排斥論の中においても日中関係改善を指向していることが確認できたと論じている。また、本書の出版後、『中華全国商会連合会会報』などの刊行物にも対日提携論が表されたが、『他山百家言』はこれらに先行する役割を果たし、対日提携論が底流として存在していた状況を表していると指摘している。

補論一 『他山百家言』における日本人の対中認識

補論二 『中国実業雑誌』および『他山百家言』からみる渋沢栄一の対中投資認識

補論1では、『他山百家言』上巻における日本人からの寄稿文を対象に、対華21カ条要求受諾後の日本人の対中認識を検証する。また、補論2では、日本滞在期間中の李文権に対する支援を惜しかなかった渋沢栄一に焦点を当て、『中国実業雑誌』および『他山百家言』に寄稿された『渋沢栄一伝記資料』未収録の2編の文章から、彼の対中投資認識の形成を論じている。

第五章 李文権と演劇雑誌『春柳』

李文権が1917年の帰国後に、中国伝統演劇評論家である齊如山らからの助力を得て創刊した演劇雑誌『春柳』(1918～1919)が、1919年の梅蘭芳訪日公演において果たした役割を確認した。梅蘭芳の日本公演は中国伝統演劇として初の海外公演であり、李文権は通訳兼案内役を務めた。梅蘭芳訪日に対して、中国演劇界の重鎮らは彼を軽視し、五・四運動の勃発もあり、この訪日活動は批判された。この状況下でも『春柳』は、公演の成果を評価し、伝統演劇の海外公演に対する支援を継続した、と論じている。

第六章 1920～30年代の大連詩壇における日中文化交流

1925年から大連に移住した李文権が、現地詩壇で活動する日中両国出身の詩人の間に生じていた詩作姿勢に係る対立を解消しようとしていたことを確認した。即ち、中国側が「隠遁」であったのに対し、日本側が「開拓」であった。李文権および彼と認識を共有する詩人は、「嚶鳴社」を通じて両国間の文化交流を主題とする詩を発表した。詩壇に参加する過程で、李文権は伝統文化の教養を生かし、詩を通じた両国間の交流を自ら実践したと論じている。

第七章 大連論壇における李文権らの対日認識

大連の李文権が日刊紙『盛京時報』の週刊折込付録『盛京時報大連版』および中国語雑誌『東北文化月報』の主筆を任されている時期の、対日認識の特徴を確認した。両誌は、大連における日本人と中国人との賃金差別や当局による強引な土地収用を紙面で告発する一方で、中国人に対しては衛生管理など生活習慣の改善を求めている。李文権は対日排斥ではなく連携を志向する勢力の代表格で、儒教など共通する伝統文化に基づいた西洋技術・文化の導入を協同して推進することが日中両国の利益に適うと考えた、と論じている。

結論

これまでの考察内容をまとめた上で、李文権は『南洋群島商業研究会雑誌』、『中国実業雑誌』、『他山百家言』など、言論を通じた日中連携のプラットフォームを構築し、一貫して経済・文化領域などでの日中連携推進を主張し続けた。この活動は、中国社会全般で対日排斥論が主流であったこの時期にあっても、対日提携論が底流として存在していたことを示していると結論づけている。

論文審査結果の要旨

本論文は、李文権という知日派文化人の対日活動を、日本滞在中（1906～1917）と帰国後（天津 1917～1925、大連 1925～1932）に分けて論じたものである。日本滞在中においては、『南洋群島商業研究会雑誌』（1909～1911、中国語）、『中国実業雑誌』（1912～1919、中国語）、『他山百家言』（1916～1917、4冊、中国語・日本語）を、帰国後においては、『春柳』（1918～1919、中国語）、『遼東詩壇』（1924～1936、漢文。但し李文権がかかわったのは 1925～1932）を取り上げてそれぞれ論じている。

李文権は、中国近代で最初の官立高等教育学校である京師大学堂（北京大学の前身）にて早くも近代教育を受け、日本人教員に日本語を学んだ学歴の持ち主である。そして、卒業後の 1906 年に、日本大使館の推薦により東京高等商業学校の中国語教師になった。それが契機となって、その後 12 年間の日本滞在中、彼の対日活動の展開を可能ならしめた。

本論文は、このようなユニークな学歴と経歴を有しながら、いままで彼に対する本格的な研究がほとんどなされていない。そのテーマ設定の独自性は十分であると評価できる。

また、李文権は、上記の三誌（『南洋群島商業研究会雑誌』、『中国実業雑誌』、『春柳』）を創刊し、249 名に及ぶ日中両国の人士の文章を収録した『他山百家言』を公刊するなど、従来知られていない実績を残していた。一民間人としてまったくの自力でこれほど多くの日中連携のプラットフォームを作ったのは、前代未聞で、彼の最大の実績であろう。

本論文は、日本滞在中は日中経済提携論を唱え、帰国後は文化交流（演劇、詩文）を実践に移すなど、従来研究蓄積の少なかった李文権の対日活動の史実を掘り起こし、一貫して日中提携を追求しつづけたことを浮き彫りにしている点で意味がある。とりわけ、20 世紀に入ると、10 年代（1915 年の二十一カ条要求、19 年の五・四運動）、20 年代（25 年の五・三〇事件、28 年の済南事変など）の日中関係は、全体として悪くなる一方のため、この時期の日中関係史研究において、両国間の対立を中心とする考察がほとんどである。李文権の提唱した対日提携論は、中国社会全般で対日排斥論が主流であったこの時期にあつて、底流として確実に存在したのであり、従来知られていない複雑な日中関係の別の一面を指摘している。

今後の課題としては次の 3 点が挙げられよう。

1. 本論文は、李文権の 30 年間にわたる対日活動について追跡してきたが、東京高等商業学校における 12 年間に対する研究は薄い。新型コロナ感染状況が落ち着いた現在、それがますます必要になってくるのであろう。

2. 全体として発掘した膨大な資料に基づく実証研究が行われた学位論文であるが、いかにして豊富な資料を吟味し、より説得力のある論理が展開されていくかは今後の課題であろう。

3. 李文権を主語にしてその活動を語っている傾向が強いため、彼の親日的な活動の持つ枠組みや構造、李文権が誰と組んで活動しているのかといった点は、必ずしも明らかになっているとは言えない。本論文の最後に触れている『日支交通会会報』に関する研究進展を期待する。

本論文は空間的には日本、中国、南洋などにまたがり、テーマ的には経済、貿易、歴史、文化交流など広い範囲におよぶ。その研究内容は、歴史学に関する実証研究が中心であるが、メディア学（第二章、第三章、第五章など）、演劇交流（第五章）、詩文交流（第六章）の研究にも及び、日中文化交流史や中国学の分野からも評価できる内容と言える。今後更に克服すべき課題を含みつつも、李文権を初めて総合的、包括的に論じたものであり、所期の目的がほぼ達成されている。

したがって、本審査委員会は、全員一致して本論文が「博士（文学）」の学位に相応しいものと判断する。

博士学位論文審査報告

題 目：	末松謙澄の漢学に関する基礎的研究—その漢詩及び人文学研究		
氏 名：	文学研究科 中国学専攻 胡 加貝		
論文審査委員：	主査	二松学舎大学文学研究科教授	町 泉寿郎
	副査	二松学舎大学文学研究科教授	王 宝平
	副査	二松学舎大学文学研究科特別招聘教授	長島 弘明
	副査	慶應義塾大学文学研究科教授	合山 林太郎

論文内容の要旨

本論文は、明治・大正期のジャーナリスト・文学者・政治家・官僚として多面的な活動をした末松謙澄を取り上げて、その漢詩作品を読み解き、また漢学と関連する論説を検討して、漢学を基礎として西洋からの影響を受けつつ文芸と学問にわたる作品を生み出した末松の漢詩壇や学术界における存在意義を明らかにする。

論文の構成は以下の通りである。

序論

第一部

- 第一章 水哉園の漢学について (一) —村上仏山と末松謙澄をめぐって
- 第二章 水哉園の漢学について (二) —末松謙澄と水哉園同門を中心として
- 第三章 末松謙澄の『明治鐵壁集』に描かれた西南戦争—漢詩文によって戦争を語る
- 第四章 末松謙澄の海外体験詩について—漢詩による西洋文化の紹介
- 第五章 末松謙澄の詩壇における活動 (一) —森春濤・森槐南との関係を中心として
- 第六章 末松謙澄の詩壇における活動 (二) —永阪石埭・佐藤六石・岩溪裳川・大江敬香との間

第二部

- 第一章 末松謙澄の近代的な漢学へのアプローチ—イギリス修学による成果を中心として
- 第二章 末松謙澄と明治期の詩歌改良運動—英詩漢訳及び「歌楽論」『国歌新論』を通して

副論

- 第一章 明治期の漢詩人大江敬香について—その「西詩体」を中心として
- 第二章 大江敬香の漢詩改良論について—「敬香文学論」「明治詩壇評論」を中心として

結論

各部・各章の内容を示す。

序論では、本論文の目的と意義として、末松の漢学に関する研究が十分に行われていないことを指摘し、また明治期の漢学について広い視野から見直す必要があることを述べる。

第一部は、末松謙澄およびその知友の漢詩を丹念に読み解くことによって、その学統・詩風・交友関係などを明らかにしている。

第一章「水哉園の漢学について（一）—村上仏山と末松謙澄をめぐって」では、師村上仏山が末松に与えた影響について具体的に説かれている。仏山から末松へ継承されたこととして、吟詩を通して勤王思想を鼓吹した仏山から末松へ「言葉によって世を動かす」という基本的な姿勢が引き継がれたこと、仏山の勤王詩人としての人的ネットワークが長州藩の要人の知遇を得た末松に繋がること、詩風については白楽天詩の庶民の立場に立った政治批判の精神や蘇東坡詩の諧謔性や日本的題材を詠ずることなどの指向が継承されたことが説かれている。

第二章「水哉園の漢学について（二）—末松謙澄と水哉園同門を中心として」では、村上仏山の水哉園の教育によって育った人物として、謙澄の実兄末松房泰や親類の城井錦原、また親友吉田健作や杉山貞のことが取り上げられ、同門間の交流によって育まれた人間関係、特にそれを媒介する漢詩文唱和が人間の精神・情感を伝達する文化として不可欠のものであったことが説かれている。

第三章「末松謙澄の『明治鐵壁集』に描かれた西南戦争—漢詩文によって戦争を語る」では、凄惨な戦闘や西郷隆盛の最期など戦場を忠実に記録するとともに、木戸孝允や山縣有朋ら長州出身の要人の姿が描出されており、政治的宣伝の役割を果たす漢詩となっていることを明らかにする。処女作『明治鐵壁集』（1879年刊）が末松の履歴にとっても、西南戦争の記録としても重要なものであることを論ずるとともに、後年、改題刊行された『青萍詩存』（1886年刊）には官軍に不利な描写が削除されていることを明らかにする。また征韓論を批判する内容の詩には末松の私見も読みとれると論ずる。

第四章「末松謙澄の海外体験詩について—漢詩による西洋文化の紹介」では、幕末・明治初期に作られた西洋に取材した詠史と末松の海外紀遊詩や詠物詩を対比して、末松の海外体験詩がより近い時代の情報を盛り込みつつ西洋の社会・文化を紹介する意義をもつものであったことを、具体例をあげて明らかにしている。また、長州閥だけでない交友関係として、河田貫堂との交流や成島柳北からの影響についても説かれている。

第五章「末松謙澄の詩壇における活動（一）—森春濤・森槐南との関係を中心として」では、森春濤と村上仏山との関係から説き起こし、次いで末松の早期作にみる春濤との関係、槐南と謙澄との関係について明らかにしている。末松と春濤・槐南とは詩風にかなりの違いがあったにもかかわらず、末松が春濤との交流において香奩体の詩を作り、槐南と春濤風の詩によって交流している事例から、末松の春濤・槐南に対する敬意を明らかにしている。また、漢詩結社星社との関係については、結社に参加しつつも詩風は独自の漢唐風を維持していることを明らかにし、星社や槐南の支援者としての末松の姿を浮き彫りにしている。

第六章「末松謙澄の詩壇における活動（二）—永阪石埭・佐藤六石・岩溪裳川・大江敬香との間」では、森槐南没後の大正詩壇における末松と漢詩人たちとの関係について明らかにしている。末松は永阪石埭を詩壇の泰斗と尊び、佐藤六石を詩壇の中心として支持した。春濤門人であり隠者的存在である岩溪裳川に対しては、槐南の遺志を受け継ぐことを求めた。詩風については、星社における清詩愛好や裳川の孟郊・賈東愛好に対して、漢詩の主流である唐宋詩に転換するよう勧誘していたことを指摘している。また、早くから交流のあった大江敬香との漢詩唱和を通して、その世俗的な関係を離れた交流を明らかにした。

第二部は、末松の漢学に関連する論説類を対象として、その漢学の近代化をめぐる諸問題について考察している。

第七章「末松謙澄の近代的な漢学へのアプローチ—イギリス修学による成果を中心として」では、ケンブリッジ大学の法学士である末松のどのような業績に対して、帰国後、文学博士の学位が授与されたのかという問いから出発して、その英国留学の成果の意義を問い直す。従来の末松研究が文学作品の翻訳や演劇改良論に偏していることを指摘し、留学中の末松の多岐にわたる学術活動を「漢学」の近代化として捉えている。史学に関しては、末松がマコーレーやゼルフィーなど英国の歴史学の影響を受け、従来の東洋の歴史書・編纂方法を批判し、王朝交替史ではなく一般庶民の経済・風俗・宗教などを論ずる必要性を説く。そして、一般庶民の風俗への注視から文学・小説に関心が向かったことを明らかにしている。また、「東洋書籍編纂法」にみる哲・史・文の分類意識や「周易起源」にみる汎神論や数学などの視点を導入した『易』解釈などを取り上げて、末松が古い漢学から新しい「文学」「学術」に脱皮させようとさまざまな取り組みを行ったことを明らかにしている。

第八章「末松謙澄と明治期の詩歌改良運動—英詩漢訳及び「歌楽論」『国歌新論』を通して」では、英国留学中の末松が英詩の漢訳を試み、また河田貫堂・南条文雄と英詩漢訳の格律をめぐって議論したことを紹介する。そして、末松は英詩漢訳の経験に基づき、英詩と中国古典詩を参考にしつつ、『歌楽論』と『国歌新論』において詩歌改良論を展開し、西洋詩を手本とする長篇古体の詩歌を主張したことを明らかにしている。

副論は、末松謙澄とともに漢詩改良運動を行った大江敬香についての考察である。大江が残した漢詩の改良に関する具体的な議論を紹介して、末松の漢学近代化・漢詩改良に関する主張を補う意味を持たせている。

第一章「明治期の漢詩人大江敬香について—その「西詩体」を中心として」では、大江敬香の経歴を述べて、大江が詩文の素養を生かして漢詩と英詩を折衷する西体詩の創作を試みたことを紹介する。

第二章「大江敬香の漢詩改良論について—「敬香文学論」「明治詩壇評論」を中心として」では、「敬香文学論」の漢詩改良論が、感化力に富む漢詩を社会的文化的素養を促進する媒体として改良し存続させるべきであると主張していることを紹介する。また「明治詩壇評論」によって明治詩史を評論し、文字に耽り形骸化する漢詩を批判し、時事に応じ内容を重視する漢詩を鼓吹していることを明らかにする。

結論では、上記の各章の概要をまとめた上で、末松の文業をその漢詩創作の経験による漢学知識の内面化を資源として、新しい時代の人文学研究を開拓したものと見ることができると論じている。

審査結果の要旨

本論文は、明治・大正期の学術・文芸において重要な存在と目されながら、従来必ずしも研究蓄積の多くない末松謙澄を取り上げて、特に漢学という視点から、末松が残した多くの漢詩作品を丹念に読み解き、また英国留学以後の哲学・歴史・言語・文芸等に関する論説を考察対象として、末松の同時代の学術や文芸における存在意義を明らかにしたものである。先行研究の少ない末松の漢詩作品と漢学的素養を基盤にした論説を読み解き、従来の末松謙澄研究の欠落を補う基礎的な研究としての意義を持つものと評価することができる。

第一部の漢詩作品を読み解くことを通して末松の学統・詩風・交友関係などを明らかにした部分では、以下の点に著者の独自性や新知見があると評価できる。庶民の立場に立った政治批判の精神を漢詩にこめるという姿勢が村上仏山から末松へと継承されたことを明らかにした点（第一章）。西南戦争を記録した『明治鉄壁集』が長州閥と末松を結びつけ彼の経歴に大きな意義をもったことを明らかにした点（第三章）。末松の海外体験詩が東洋と西洋の事例を対比して記述することによって西洋の歴史文化を紹介する性格を持つものであるという指摘（第四章）。明治詩壇の中心にあった森春濤・槐南および星社との関係を論じて、槐南や星社の支援者としての末松の独自の立ち位置を明らかにした点（第五章・第六章）などである。

第二部の英国留学中に執筆した論説や漢詩改良論を検討した部分では、末松が英国歴史学の影響下に庶民生活を包摂した新しい歴史学を指向したことから、庶民生活を叙述したものとして西洋近代小説に関心が向かったと説く論旨に独自性が認められる（第七章）。人文学を哲学・史学・文学の三領域に分けることや研究方法として実験・索蹟・比較の三法を説くことなど、末松が新しい人文学研究を導入する上で果たした意義を同時代の井上哲次郎や加藤弘之と比較している論旨にも説得力がある（第七章）。また末松の英詩漢訳が原詩を尊重しつつ絶句・律詩・填詞のような中国古典詩の形式を守った高度な翻訳になっていることを縷述するとともに、漢詩・和歌の改良方法について末松が西洋叙事詩のような長大な詩歌を提唱していたと論じている点に意義が認められる（第八章）。

副論では、末松と親交のあった大江敬香が作った西詩体の漢詩と漢詩改良論を取り上げて論じ、第一部・第二部に説く末松の漢学近代化のための諸活動が持つ意義を補足するものとなっている。

近代化過程における基礎学としての漢学と西洋から新しく導入された人文学との関係をめぐっては、膨大な研究蓄積がありつつ、なおさまざまなアプローチが可能である。深い漢学的素養のうえに西洋の人文学をよく吸収した末松謙澄は、この問題を追及する上で恰好の題材であるが、従来、その漢学に対する研究は極めて不十分であった。末松の漢詩作品と哲学・歴史・文学にわたる論説を全体として意義づける上で、「漢学」の近代化という本論文の視点は有効なものであると評価できる。

一方、今後の課題とすべきいくつかの点も指摘しなければならない。まず資料については、末松没後の編纂にかかる『青萍集』のみに拠らず初出の文献に基づいた点は評価できるが、新聞・雑誌の漢詩欄に附された評語への目配りがあれば、更に議論の深まった点が少なくない。『明治鉄壁集』から『青萍詩存』への修正点について

も、更に踏み込んだ議論が可能であろう。また、末松は演劇や美術に関しても改良論を残しており、本論文に取り上げられている漢詩改良論も、より広い視点からの分析が可能であることを指摘しておきたい。

如上の課題は指摘できるものの、本論が標題の内容を備えたものであることは十分に認められる。

よって、審査委員一同は一致して、本論文が「博士（文学）」の学位を授与するに値するものであると認定する。

博士学位論文審査報告

題 目：	日中探偵小説の相互交流に関する研究		
氏 名：	文学研究科 国文学専攻 張 元		
論文審査委員：	主査	二松学舎大学文学研究科教授	江藤 茂博
	副査	二松学舎大学文学研究科教授	山口 直孝
	副査	二松学舎大学文学研究科教授	五井 信
	副査	二松学舎大学文学研究科教授	伊藤 晋太郎

I 「日中探偵小説の相互交流に関する研究」の目次	ページ
序章	4
第一章 日本における中国探偵小説の翻訳紹介について	9
序説	
第一節 『新青年』における中国探偵小説の翻訳紹介に関する考察Ⅰ ——張慶霖「無名飛盗」を中心に	10
一、はじめに	
二、『新青年』の翻訳探偵小説	
三、「無名飛盗」の原作について	
四、「無名飛盗」における翻訳による改変	
五、終わりに	
第二節 『新青年』における中国探偵小説の翻訳紹介に関する考察Ⅱ ——呂思勉の『中国女偵探』について	23
一、はじめに	
二、中国初期の創作探偵小説における『中国女偵探』の位置づけ	
三、『中国女偵探』と『新青年』の性格	
四、おわりに	
結び	
第二章 中国における日本探偵小説の翻訳紹介について	31
序説	
第一節 中国における佐藤春夫の探偵小説の翻訳紹介について ——『指紋』を中心に	32
一、はじめに	
二、佐藤春夫の探偵小説と中国語への翻訳	
三、「指紋」の翻訳と中国読者の受容	
四、おわりに	

第二節 江戸川乱歩「芋虫」の中国における受容について	40
一、はじめに	
二、「芋虫」における翻訳者の認識	
三、「芋虫」に描かれている女性像と翻訳者の焦点	
四、掲載誌『新小説』と「芋虫」	
五、おわりに	
第三節 横溝正史「玄米食夫人」論	53
——「探偵小説」としての抵抗と中国での受容	
一、はじめに	
二、「玄米食夫人」における物語時間と舞台	
三、言論統制と戦時下に書かれた探偵小説	
四、「玄米食夫人」と中国への翻訳紹介	
五、終わりに	
結び	66
第三章 中国を舞台とする作品群	
——表象される中国について	67
序説	
第一節 「魔都」上海と日本探偵小説	68
一、はじめに	
二、探偵小説の街・上海	
三、上海を舞台とした日本の探偵小説	
四、おわりに	
第二節 探偵小説家・大庭武年試論	79
——「十三号室の殺人」から「小盗児市場の殺人」へ	
一、はじめに	
二、「十三号室の殺人」——舞台である「D市」	
三、「小盗児市場の殺人」——現実に向けた視線	
四、長編への挑戦と国策宣伝者の姿	
五、おわりに	
結び	89
終章	90
付録	
付録一 原文：「無名飛盗」 張慶霖	93
翻訳 「無名飛盗」	
解題	116

II 「日中探偵小説の相互交流に関する研究」の概要

張元氏は、一九三〇年代前後の日本と中国における探偵小説の「交渉（相互翻訳）」で生じた、具体的なそれぞれの小説表現の比較によって示される諸問題を取り上げて、本論考の中心に配置したものである。日本と中国とで、日本と中国それぞれの国の探偵作品がそれぞれに中国語と日本語とに翻訳し発表されたものを、資料として発掘し、それらの原文表現と翻訳表現とを比較研究して、それぞれの翻訳表現の背後にある日中の文化や社会の状況を指摘する。

第一章では、具体的に日本で翻訳された中国の探偵小説を示し、作為的に中国社会を蔑視することもあったとし、逆に中国で翻訳された日本の探偵小説の関心の有り方を示しながら、「当時の中国探偵小説が単一のパターンをくり返していた」ことを指摘した。

第二章では、中国で翻訳された日本の探偵小説を取り上げて、「日本の探偵小説は参考や勉強の対象とされていた」ことを指摘した。特に、中国では、「探偵小説が厳しく制限されていた時期に、(横溝正史の)「玄米食夫人」が「探偵小説」との角書きを付けて発表されていること」に注目し、そこに中国人の時局に対する文学的抵抗を読む。『大衆』は日本軍の統制に対する「服従」の姿勢を表しながら、一方では「抵抗」の姿勢も見せていた」ことを指摘した。

第三章では「戦前戦中における日本人作家が書いた中国を舞台とした探偵小説について」を検討する。「一九三〇年代に中国を舞台として書かれた日本の探偵小説」を取り上げて、作品の特徴を検討したのである。理由は、日本人が多く居住していた中国の都市だからである。それらの都市が探偵小説の舞台となった理由として、佐藤春夫の『上海』を取り上げて、この上海が警察権力の機能しない租界だったからだとした。それに対して、大連は西洋的な街であり、探偵小説の舞台として適当であった。しかし、大庭武年の作品は、大連の現実に取材した小説へと変化していく。その結果として、国策協力者となっていく軌跡を、彼の作品から跡付けていく。

さらに付録として、一九三〇年から一九三五年にかけて、『新青年』に翻訳紹介された中国人作家の探偵小説張慶霖の「無名飛盗」と呂思勉の「白玉環」の中国語原文と張元氏による日本語翻訳及びそれぞれの解題を論文の末に置いている。

III 「日中探偵小説の相互交流に関する研究」の評価

「日中探偵小説の相互交流に関する研究」の中心となる「相互交流」とは、原文と比較して、翻訳されたことでの表現の改変省略等を指摘し、そこに社会文化的な状況という背景を前提とした、翻訳行為で意図されたものを考察するというものであった。

ただ、取り上げられた事例が少ないこと、表現の考察という狭い領域での考察であること、西欧と中国と日本の探偵小説という概念の比較に向かうことができる研究であるが、それが十分になされたとは言え

ないのではないか、などの幾つかの問題点が指摘された。さらには、文学理論からの分析の可能性も今後の問題として指摘された。

しかし、新資料の発掘と、それらを「相互交流」として対象化した点は評価されるとした。また、佐藤春夫『指紋』、江戸川乱歩『芋虫』、横溝正史『玄米食夫人』を取り上げて、中国におけるそれぞれの受容のありかたと翻訳の意味などが解き明かされていく丁寧な分析も、高く評価されることとなった。

さらに、上海と大連を舞台とした探偵小説の分析について、前者は、都市論、都市イメージ論などを援用しながら、後者は、大庭武年という作家の創作を年代順に追うことによって、それぞれの作品の意味さらには作家の方法を考察していく。上海を舞台とした探偵小説では、佐藤春夫の『上海』を例に、背景となったのが租界だったので、「警察権力が機能しないために」「事件そのものが取り上げられる」と指摘した。大連を舞台とした探偵小説では、大庭武年が作品の舞台を大連の観光地にしたために、本格探偵小説の制作が可能であったが、さらに植民地としての現実を創作に組み込むことで、やがて大庭自身が国策宣伝者として変貌していく様を、ここでは論じていた。

こうした方法論的にも異なっている論考を、「表象される中国」として括するには、やや事例不足とされても仕方が無いが、日本文学においては戦前期での代表的な中国の大都市を取り上げていることは評価したい。また、角度の異なる方法を敢えて使っていることより、論者の自在な分析能力を示していると言えるだろう。

最後に、中国の探偵小説についての発行雑誌の調査等、張元氏の新資料の発掘においても、当該領域の研究にあらたな知見をもたらすとともに、今後も研究の進展が大いに期待できるものである。

以上から、博士論文審査委員は、本論文が「博士（文学）」の学位を授与するに相当であると判断した。

博士學位論文要旨集

内容の要旨および審査の結果の要旨

第 27 集

2024（令和6）年3月20日

発行 二松学舎大学大学院

編集 二松学舎大学 教学事務部 教務課

〒102-8336 東京都千代田区三番町6番地16

電話 03（3261）7406